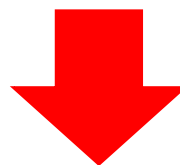


改正前	大ホール・中ホール・展示室	使用日の1年前の同月の1日から 7日前 まで	
	第1会議室・第2会議室	使用日の1年前の同月の1日から 使用日 まで	
	リハーサル室等	大ホールを 同時に使用しない	使用日の 6日前 から 使用日 まで
		大ホールを 同時に使用する	使用日の1年前の同月の1日から 使用日 まで



改正後	大ホール・中ホール・展示室	使用日の1年前の同月の1日から 7日前 まで	
	第1会議室・第2会議室	午前・午後	使用日の1年前の同月の1日から 使用日 まで
		ホール・展示室を 同時に使用しない 夜間・全日	使用日の1年前の同月の1日から 使用日の2日前 まで
	リハーサル室等	大ホールを 同時に使用しない 午前・午後	使用日の 6日前 から 使用日 まで
		大ホールを 同時に使用しない 夜間・全日	使用日の 6日前 から 使用日の2日前 まで
		大ホールを 同時に使用する	使用日の1年前の同月の1日から 使用日 まで

大ホール・中ホール・展示室以外の施設を単独でご利用いただく場合、夜間区分の受付期間が使用日の2日前までに変更となりました。

下関市民会館の設置等に関する条例施行規則改正（令和8年4月1日施行）